

【報告】

東北大学特別支援室を利用する学生の特徴 — 来談時期・来談経路・高校までの支援有無等の分析 —

高橋真理^{1)*}, 榊原佐和子¹⁾, 長友周悟¹⁾, 池田忠義¹⁾, 松川春樹¹⁾

1) 東北大学高度教養教育・学生支援機構 学生相談・特別支援センター

平成28年の障害者差別解消法の施行に伴い、国公立大学において障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供が義務化された。本学においても障害学生支援の全学的部署である特別支援室が設置され、相談件数が年々増加傾向にある。本研究では、平成26年度から平成29年度の4年間の相談記録から、学生の来談時期や経路、高校までの支援の有無、大学での合理的配慮の要望の有無についてクロス分析をした。その結果、学生の来談時期は障害種によっても異なり、さらに入学期から卒業期に至るまで幅があり、大学入学以前の診断や支援の有無が強く関連していること、支援に至る経路として、入学時での学生・保護者向けの相談案内が有効に作用し得ること、障害種によって合理的配慮を申請する割合が異なることが明らかになった。これらに基づき、個別支援やシステム整備の有効なあり方について検討した。

1. はじめに

我が国は、平成19年に「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」に署名、平成26年に批准しており、それに合わせて、さまざまな国内法の整備が行われた。そのうちのひとつとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行された。そこでは国や地方公共団体等は「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」ことが定められ、国公立大学においても、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が法的義務となった。障害者権利条約の中では、合理的配慮とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。

このような中、本学では平成26年に障害学生支援の全学部署として学生相談・特別支援センター特別支援室（以下、「特別支援室」）が設置され、平成28年には社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考えなどを記載した対応要領を、職員が遵守すべき服務規律の一環として就業規則「国

立大学法人東北大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」として定めた。

独立行政法人日本学生支援機構（2018a）によると、高等教育機関における障害学生数は全ての障害種で増加し続け、平成18年度4,937名だったところから平成29年度は31,204名となっている。

本学においても障害学生数は年々増加している。特別支援室に寄せられる相談件数も毎年増加しており、加えて、障害の状況や支援ニーズも学生ごとに個性が高くなっていることから、学生相談所や学内の各部署との連携が必要不可欠となってきている。今後、特別支援室による支援を充実化させていくために、障害のある学生がどのような経路で特別支援室と繋がる傾向があるのか、その特徴を明らかにする必要がある。

本研究では、特別支援室が設置された平成26年度から平成29年度までの4年間の取り組みに基づき、学生の障害種、来談時期や来談経路、入学前の診断の有無や高校までの支援経験の有無と大学入学後の合理的配慮の提供との関連を分析することを目的とした。

なお、独立行政法人日本学生支援機構で支援・配慮事例をまとめたガイド等が障害種別に記載されており、本研究はそれに準じて障害種別に整理して述べることとした。

*）連絡先：〒980-8576 仙台市青葉区川内41 東北大学学生相談・特別支援センター t-sien@ihe.tohoku.ac.jp

2. 方法

2.1 分析対象

本研究の分析対象は、平成26年4月から平成30年3月までの4年間に、特別支援室が支援を行った大学生および大学院生、研究生等106事例とする。

2.2 分析方法

各事例の相談記録から以下①から⑪までの11項目を抽出する。そのうち、本研究の分析対象は①から⑨のデータとして、それらの関係を分析した。なお、⑩と⑪のデータは情報が不十分である為、本研究の分析対象としなかった。

- ①所属学部
- ②障害種
- ③診断時期
- ④高校までの支援の有無
- ⑤来談時期：学部1年からいつの時点で特別支援室と学生が繋がったのか。
- ⑥来談経路：次のうち、どのような方法で特別支援室と繋がったのか。「家族からの紹介」、「学生相談所からの紹介」、「学内教職員からの紹介」、「本学受験時に提出された配慮申請書類」、「直接来談」、「保健管理センターからの紹介」、「その他」。
- ⑦相談希望書の有無：入学時に新入生・保護者に対して送付する相談希望書への返信の有無について。
- ⑧合理的配慮の申請有無：本人からの意思の表明に基づく、授業・試験または学生生活における合理的配慮申請の有無。
- ⑨初回相談時の来談者
- ⑩合理的配慮の申請時期
- ⑪合理的配慮申請から支援提供までにかかった日数

3. 結果

3.1 来談時期

特別支援室に来談した学生は男性78名、女性28名、計106名であった。これらは本学在学者の男女構成比とほぼ同じであった。

表1のとおり、学生が来談する時期は、学部1年時が最も高かった。特に肢体不自由学生と病弱虚弱学生は各障害の総計に対して100%の来談率だった。

これに対して発達障害や精神障害、発達障害未診断の学生は、どの学年でも来談者がいた。

3.2 来談経路

表2のとおり、学生相談所から紹介された学生は44名（全対象者106名のうち41.5%）と最も多かった。そのほとんどが発達障害や精神障害、発達障害未診断の学生であった。一方、肢体不自由や病弱虚弱の学生は受験時の配慮申請により繋がった者が多かった（対象者14名のうち、肢体不自由学生3名75.0%、病弱虚弱学生5名62.5%）。

本学の取り組みとして、毎年入学時に新入生・保護者に向けて特別支援室から相談希望書を送付している。

入学時すぐ相談を希望する場合や、修学の途中で必要が生じた時に相談を希望する場合に所定の用紙に必要事項を記入し返送してもらっている。全対象者106名のうち「すぐ相談希望」もしくは「必要が生じた時に相談希望」と回答があった者は26名であった。障害種で見ると、肢体不自由の学生および病弱・虚弱の学生の75.0%、発達障害学生の44.4%、聴覚障害学生の40.0%から回答があった。一方で、発達障害未診断の学生からの回答はなかった。

3.3 初回相談時の来談者

特別支援室での初回相談時に、本人のみ来談した者を障害種ごとに割合で示す。視覚障害学生が100%と最も割合が高く、続いて発達障害未診断の学生（30名、83.3%）と精神障害の学生（16名、80.0%）、発達障害の学生（17名、62.9%）、聴覚障害の学生（3名、60.0%）であった（表3）。一方、学生本人と家族がともに来談した割合が高かったのは、肢体不自由の学生（3名、75.0%）と病弱虚弱の学生（5名、62.5%）であった。発達障害、発達障害未診断、精神障害の学生の場合では、本人は来ずに家族や教員のみが来談したケースもあった。

3.4 高校までの支援の有無

高校までに支援を受けていた者について、障害種ごとに割合を示す。4名全員が支援を受けていたとする肢体不自由学生（100%）と病弱・虚弱の学生（6名、

75.0%)が最も割合が高かった。一方、聴覚障害と発達障害、精神障害の学生が高校までに配慮を受けていた割合はともに20%台と低く、発達障害未診断の学生の割合は8.0%であった(表4)。

3.5 大学での合理的配慮申請の有無

全対象者106名の中で、本学における合理的配慮を申請した32名のうち、障害種別に申請率を見ると、肢体不自由と視覚障害のある学生の申請率が100%と最も高かった。次いで、聴覚障害のある学生が60%、精神障害のある学生が40%であった。最も低かったのは、

表1. 障害種別の来談時期(人数)

	学部 1年生	学部 2年生	学部 3年生	学部 4年生	学部 5年生	博士課程 前期 1年生	博士課程 前期 2年生	博士課程 後期 1年生	博士課程 後期 2年生	博士課程 後期 3年生	研究生 他	計
視覚障害	1								1			2
聴覚障害	2	1				1					1	5
肢体不自由	4											4
病弱・虚弱	8											8
発達障害	6	5	1	6	1	3	3	1			1	27
発達障害 (未診断)	9	7	3	6		5	3	1		2		36
精神障害	6	5	2	2		2	1	2			20	
その他	3		1									4
計	39	18	7	14	1	9	8	3	3	2	2	106

表2. 障害種別の来談経路(人数)

	家族の紹介	学生相談所の 紹介	学内教職員の 紹介	受験時の配慮 申請から相談	直接来談	保健管理セン ターの紹介	その他	計
視覚障害			2					2
聴覚障害	1		1	1	2			5
肢体不自由				3	1			4
病弱・虚弱	1			5	2			8
発達障害	8	12	3	2	1		1	27
発達障害 (未診断)	4	25	1		5	1		36
精神障害	3	5	5	2	5			20
その他	1	2		1				4
計	18	44	12	14	16	1	1	106

表3. 障害種別の初回相談時の来談者(人数)

	家族	教員	本人	本人・家族	計
視覚障害			2		2
聴覚障害			3	2	5
肢体不自由			1	3	4
病弱・強弱			3	5	8
発達障害	1		17	9	27
発達障害 (未診断)	1	3	30	2	36
精神障害	1		16	3	20
その他			2	2	4
計	3	3	74	26	106

表4. 障害種別の高校までの支援有無 (人数)

	あり	なし	不明	計
視覚障害	1	1		2
聴覚障害	1	4		5
肢体不自由	4	0		4
病弱・虚弱	6	2		8
発達障害	7	19	1	27
発達障害 (未診断)	3	31	2	36
精神障害	5	15		20
その他	1	3		4
計	28	75	3	106

表5. 大学での合理的配慮申請の有無 (人数)

	あり	なし	計
視覚障害	2	0	2
聴覚障害	3	2	5
肢体不自由	4	0	4
病弱・虚弱	7	1	8
発達障害	7	20	27
発達障害 (未診断)	0	36	36
精神障害	8	12	20
その他	1	3	4
計	32	74	106

発達障害の学生25.9%であった (表5)。

4. 考察

4.1 障害種別と来談時期, 来談経路について

肢体不自由と病弱・虚弱の学生では, 入学初年度には全員が特別支援室と繋がり, また, 彼らの約9割は合理的配慮を申請していた。他方, 発達障害や発達障害未診断の学生の来談時期は入学時に限らず, 個人によって大きなばらつきが見られた。これは, 肢体不自由と病弱・虚弱の学生の約7割以上が, 高校までに支援を受けた経験があったことに関連していると言える。肢体不自由と病弱・虚弱等の身体障害の特性上, 学生の状態像はそれほど大きく変動しないこともあり, 彼らやその家族は, どのような点で困難が生じるか想定しやすく, 早い段階で大学の支援組織と繋がることのできたのだろう。

この点, 発達障害や発達障害未診断の学生がつまづきや困難さ, 支援の必要性を実感するのは, むしろ大学入学後の場合が多いと言える。高校までは, 家族や

クラス担任等からの生活・修学面でのナチュラルサポートが得やすい環境にあり, 困難な状況に直面化しにくかったと推測される。

特別支援室で学生と話をする時によく「高校と大学は全く違う」という言葉を聞く。高校までは毎朝家族が起こしてくれ, 学校でも特定のクラスの中で, 教科書や参考書もあったから特に問題なく過ごしていたという。発達障害のある学生の特性について, 独立行政法人日本学生支援機構 (2018b) は「年齢発達や置かれた状況によって, 行動上に現れる特徴の程度や頻度が変化」すること等を挙げており, 特別支援室に来談する学生も, 大学という状況変化の中で, これまで気にならなかったような特性が表面化したのではないかと考えられる。ゆえに, 発達障害のある学生や発達障害未診断, 精神障害の学生が, どのような状況で困難を生じ, どの時期に特別支援室に来談するかは, 個々の障害特性と生活・修学環境, 年齢発達等との相互作用によるところが大きく, その幅は広い。

4.2 学内の障害学生支援体制整備について

発達障害や発達障害未診断、精神障害の学生の場合、学生相談所からの紹介で来談するケースが多かった。池田ほか（2008）が、本学の学生相談所の機能的特徴について『学生は医療機関とは異なるところとして理解し、その分だけ利用への抵抗が少ない』と述べるように、本学の学生にとって身近な相談機関として定着していることが分かった。これは、学生相談所が入学式やオリエンテーションでの利用案内、授業等を通じた予防・広報活動を積極的に行ってきたことが一定の成果を上げているものとする。今後は、学生相談所をはじめとする学内相談機関との連携を図りつつも、特別支援室としても、学生から身近な存在に思われるような取り組みを行う必要がある。

また同時に、家族や教職員に対しての情報発信や理解啓発を促すような工夫も重要であるとする。本調査では、本人より先に家族や教員が相談に来て、その後本人への支援へと繋がったケースが複数あった。市川（2011）は、支援体制の柱の一つに「困ったことを伝えたら、まわりが支えてくれることを知り、自分から働きかけていく力と方法を知る（自分と社会への信頼）」ことができる環境作りを挙げている。学生の家族や教職員への理解を促すことは、学生が困った時に声をあげやすい環境作りに繋がっていくだろう。

本研究によって、特別支援室を利用した本学の学生がどのような時期にどのように特別支援室と繋がるのか、その特徴を明らかにすることができた。このことは、今後修学上で支援が必要な学生をより早期に特別支援室に繋げる方策を考える一助となるだろう。

しかし、本研究では障害種によっては対象者が非常に少なかった。今後、特別支援室での活動を継続していく中で対象者を増やし、同様の研究を行うことが必要であると考えられる。

参考文献

- 外務省（2018）「障害者の権利に関する条約」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html.
- 独立行政法人日本学生支援機構（2018a）「平成29年度（2017年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告

書」、

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/07/05/h29report.pdf.

独立行政法人日本学生支援機構（2018b）『合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～』、

池田忠義・吉武清實・高野明・佐藤静香・関谷佳代（2008）「学生相談における相談内容の特徴に基づく支援のあり方—相談内容の質的分析から—」、『学生相談研究』第28号、pp. 167-180.

市川奈緒子（2011）「高等教育機関における発達障害を持つ学生の支援の現状と課題」、『白梅学園大学・短期大学紀要』第47巻、pp. 65-78.

